

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 本当にお得？注文確定の前に契約内容をしっかり確認
- ◆ 通い放題の脱毛エステ 中途解約に注意！
- ◆ 宅配便の「置き配」でのトラブルに注意！
- ◆ 創刊150号記念！クイズで学ぶ消費者力
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2022

9 September
月号

第150号



本当にお得？注文確定の前に契約内容をしっかり確認

相談事例



SNS 上に、通常約6千円の美容クリームが初回500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文した。

数日後、もう一度同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上方に、細かい字で「5回継続購入」の記載が一部分だけ見えているのに気付いた。画面をスクロールしなければ全体が表示されず、注文時には気が付かなかった。事業者に解約したいと伝えたところ、「5回継続購入の条件が明記されているから解約はできない」と言われた。

★アドバイス★

- ネット通販の注文画面では、「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなどの注意が必要です。
- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。
- 特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費者ホットライン「(局番なし)188」いやや！泣き寝入り

お近くの自治体の消費生活相談窓口におつなぎします。ひとりで悩まず相談しましょう。



通い放題の脱毛エステ 中途解約に注意！

相談事例

2年間通い放題の脱毛エステを約20万円で契約した。その後、中途解約したいと申し出たら「この契約は5回のプランで、それ以降は無料のアフターサービスとして提供している。5回分を消費しているので解約しても返金はない」と言われた。契約期間は2年間のはずなのにおかしいのではないかと。



★アドバイス★

- 脱毛エステの長期間にわたる契約の場合、中途解約や返金の条件もよく確認し慎重に検討しましょう。
- 通い放題コースの場合「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数（アフターサービス）」に分かれているケースが多くあります。全体の施術可能期間だけを見ず、詳細を書面で確認しましょう。
- 中途解約して返金される期間や1回の施術にかかる料金も確認しましょう。契約前には、施術内容や契約条件について説明を受け、よく理解することが大切です。
- **困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。**

宅配便の「置き配」でのトラブルに注意！

相談事例 1

通販サイトに本などを注文した。数日前、置き配での配達完了メールが来たが、商品は届いていない。添付されていた玄関の写真も我が家のものではなかった。

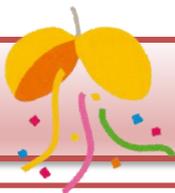
相談事例 2

ネット通販でCDを注文した。「置き配」を希望したつもりはないが、玄関前に置かれたようで、配達された写真をサイトで確認した。しかし、数時間放置されていたため、盗まれてしまったようで、商品を受け取っていない。



★アドバイス★

- 玄関先などの指定した場所に置くことで配達を完了する「置き配」は、ネット通販を中心に、急速に普及していますが、誤配、盗難などのリスクもあります。メリットとデメリットを理解して利用しましょう。
- ネット通販で商品を注文する際に、初期設定が置き配になっている場合があります。意図せず置き配を選択していないか、注文前に確認しましょう。
- 置き配を利用する場合は、注文前に利用規約をよく読み、誤配、盗難などのリスクを理解し、トラブルの際の補償、連絡先を把握しておきましょう。
- 宅配業者から配達完了通知などで到着を確認したら、早めに引き取りましょう。置き配用の宅配ボックスや宅配バッグなどを利用するのもよいでしょう。
- **困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。**



創刊150号記念！クイズで学ぶ消費者力

みやぎの消費生活情報は創刊150号となりました。過去に掲載した記事をもとに、消費者トラブルに関するクイズを掲載しましたので、皆さんの消費者力を確認してみましょう。



第1問 契約書にハンコを押したりサインをしたりしなければ、契約は成立しない。	答え ✖	解説 (第139号2021年10月号3ページ) お互いの合意があれば、口約束だけでも契約は成立します。
第2問 不用品買い取り業者から「衣類を売ってほしい」と電話があり承諾した。後日來訪があり「貴金属はないか」とせかされたが、売るつもりがないので帰ってもらった。	答え ○	解説 (第142号2022年1月号1ページ) 売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
第3問 大手通販会社から「クレジットカード番号を登録し直すように」とのメールが来たので、URLをクリックし、名前やカード番号などを入力した。	答え ✖	解説 (第149号2022年8月号2ページ) フィッシングメール(詐欺メール)の可能性あります。URLには安易にアクセスせず、正規のホームページなどで情報を確認しましょう。
第4問 引越当日、「管理会社から紹介された」と言って業者が訪問してきたので、業者の言葉を信じて約6万円で水回りの防かび工事を契約した。2日後、管理会社に確認したら「紹介していない」と言われたので、クーリング・オフした。	答え ○	解説 (第144号2022年3月号2ページ) 事業者から訪問を受けて契約した場合、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて、8日以内であればクーリング・オフすることができます。事業者の話だけを信じてすぐに契約せず、必ず管理会社などに確認しましょう。
第5問 「介護保険料の返金がある。手続きは今日までだ。携帯電話と通帳をもって銀行のATMに行くように」と電話があったので、あわてて銀行に行った。	答え ✖	解説 (第141号2021年12月号1ページ) 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら、還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。

消費生活相談窓口

ひとりで悩まず まず相談！
消費者ホットライン



お近くの自治体の消費生活相談窓口におつなぎします。
お電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 月～金 9時～17時 土 9時～16時 (日・祝日・年末年始除く)

◎各県民サービスセンター相談窓口 (相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

大河原	大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	▶ 0224-52-5700
大崎	北部地方振興事務所 県民サービスセンター	▶ 0229-22-5700
栗原	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター	▶ 0228-23-5700
石巻	東部地方振興事務所 県民サービスセンター	▶ 0225-93-5700
登米	東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター	▶ 0220-22-5700
気仙沼	気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	▶ 0226-22-7000

電子申請による
消費生活相談



Facebook
はこちら！



うまい話は
まず疑う！



必要ないものは
きっぱり断る！

ひとりで悩まず
まず相談！



本情報紙のバックナンバーは
こちらで検索♪

みやぎの消費生活情報



©宮城県・(株)
旭プロダクション

◎各市町村にも相談窓口があります。(詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。)

8月号では、「お金のトラブルを避ける」についてご紹介しました。

今月は、「金融リテラシー」について、詳しく学んでいきます。

金融リテラシー調査（2022）の結果において、宮城県は47都道府県の中で40位

金融リテラシーとは、金融に関する知識や情報を正しく理解し、主体的に判断できる能力を指します。

このたび、金融広報中央委員会が実施している「金融リテラシー調査（2022年）」の結果が公表されましたが、宮城県は正答率52.9%で全国平均56.6%を下回り、47都道府県中40位という結果でした。

金融リテラシー調査は53問で構成されていましたが、今回は皆さんに、5問で構成されている「金融リテラシークイズ」の中から4問を抜粋してご紹介したいと思います。皆さんも、ぜひ確認してください。

問1	家計管理	家計の行動に関する次の記述のうち、適切でないものはどれでしょうか。
① 家計簿などで、収支を管理する ② 本当に必要な、収入を考えた上で、支出を判断する ③ 収入のうち一定額を天引きするなどして貯蓄を行う ④ クレジットカードの分割払いを多用する ⑤ わからない		
あなたの回答		正解回答 ④
解説	クレジットカードの分割払いは手数料が発生するため、適切ではない。	
全国正答率	51.8%	宮城県正答率 52.4%

問2	生活設計	一般に「人生の3大費用」といえば、何を指すでしょうか。
① 一生涯の生活費、子の教育費、医療費 ② 子の教育費、住宅購入費、老後の生活費 ③ 住宅購入費、医療費、親の介護費 ④ わからない		
あなたの回答		正解回答 ②
解説	教育費用・住宅費用・老後費用は「人生の3大費用」といわれます。	
全国正答率	46.2%	宮城県正答率 44.7%

問3	金融知識	金利が上がっていくときに、資金の運用（預金等）、借入れについて適切な対応はどれでしょうか。
① 運用は固定金利、借入れは固定金利にする ② 運用は固定金利、借入れは変動金利にする ③ 運用は変動金利、借入れは固定金利にする ④ 運用は変動金利、借入れは変動金利にするわからない ⑤ わからない		
あなたの回答		正解回答 ③
解説	金利が上がっていくときには運用収入が増加するため、運用を変動金利にすることが適当。一方、借入れについてはコストの増加を避けるため、固定金利にすることが適当。	
全国正答率	43.4%	宮城県正答率 37.0%

問4	金融知識	10万円の借入れで借入金利は複利で年率20%の場合、返済をしないと何年で残高は倍になるでしょうか。
① 2年未満 ② 2年以上5年未満 ③ 5年以上10年未満 ④ 10年以上 ⑤ わからない		
あなたの回答		正解回答 ②
解説	「72÷金利≒お金が2倍になる年数」。この算式に当てはめて計算すると、「2年以上5年未満」	
全国正答率	40.8%	宮城県正答率 35.0%

いかがだったでしょうか。宮城県金融広報委員会のホームページでは、金融リテラシー調査や金融リテラシークイズのほか、eラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵」についてもご紹介しています。ぜひ御覧ください。 <https://www.shiruporuto.jp/>

